

ウォッ太PRESS

2025年
秋号

これからも
安心して使える水道
のために
令和8年4月1日から
水道料金を改定(統一)
します。

水道料金改定の背景…

- 人口減少や節水型社会の進展等による水道料金収入の減少と施設更新費用の増大
- 水道施設等の老朽化の進展や災害の頻発化により、計画的な更新・耐震化・強靱化が必要

発行・問い合わせ先

佐賀西部広域水道企業団

佐賀市久保田町大字徳万1869番地

TEL 0952-68-3181 (代表)

TEL 0952-68-2225 (料金課)

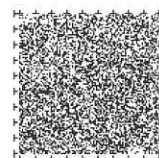
<https://www.sagaseibu-suidou.or.jp/>

地震に強い水道施設の構築と
健全な水道事業経営の維持のためには、
料金の見直しが必要なんだ!!



企業団マスコットキャラクター
「ウォッ太くん」

Uni-Voice



ホームページ



公式 X (旧Twitter)



公式 YouTube

この冊子には、音声コード Uni-Voice (ユニボイス) が各ページ右下、左下に印刷されています。

料金改定が必要な理由

佐賀西部広域水道企業団は、安全で安心な水を安定的に供給するために、令和2年に多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団の水道事業を統合し、広域的な水道サービスの提供を進めてきました。

しかしながら、現在の水道料金は、統合前のまま、地域ごとに異なる料金体系となっており、「同じサービスなのに料金が違う」という状況が続いています。

また、本企業団の水道事業は、人口減少による料金収入の減少、物価高騰や老朽化した施設の更新費用の増大、さらには災害対策の強化など、複数の課題に直面しており、独立採算制で運営する中、これまで施設の統廃合やDXの推進など継続的な経費削減に取り組んできましたが、それだけでは対応が困難で、近年は支出が収入を上回る赤字経営の状態が続いております。

さらに、国からは、適正な水道料金の設定や同一の水道事業において統一料金とすることが求められています。

このような状況を踏まえ、**将来にわたって安定した事業運営を維持し、次世代へ負担を先送りしないためにも、企業団管内の全ての地域で同じ料金制度を適用する、経営の健全性を確保した水道料金の改定を行います。**

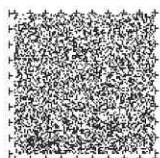


料金改定までの経緯



本企業団は、水道料金の改定にあたり、学識経験者や構成市町の各種団体に属する方々で構成される「**佐賀西部広域水道企業団水道料金審議会**」に諮問し、当審議会において利用者の方々の急激な負担増に配慮しつつ、適正な水道料金の設定に向けて5回にわたり慎重にご審議いただき、答申がなされました。

この答申を踏まえ、構成市町と協議を重ねた結果、古くなった水道管や水道施設の更新・耐震化を進め、安全・安心な水を次世代に引き継ぐためには令和8年度からの料金改定が必要と判断しました。



新水道料金表（1か月につき、税抜き）※下水道使用料は引き続き、市町ごとの計算になります。

口径 (検計お知らせ票 で確認できます)	基本料金	従量料金 (1㎡につき)					
		1～5㎡	6～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～100㎡	101㎡以上
13mm	1,140円 (960円)	0円	230円 (190円)				
20mm	2,610円 (1,910円)						
25mm	3,870円	290円 (280円)		290円 (280円)	305円 (290円)	350円	210円
30mm	5,760円						
40mm	9,980円						
50mm	15,710円						
75mm	37,340円						
100mm	66,690円						



使用水量等のお知らせ

本証でのお支払いはできません。
また、本証により集金することはありません。

〇〇市〇〇町大字△△1234番地
□□アパート101号室

水道 太郎 様

水栓番号：01-00000001-001

メーター番号：1234567890

口径：013

検針員：9999

今回検針日 令和 年 月 日

前回検針日 令和 年 月 日

今回指針

前回指針

水道使用水量

下水道使用水量

(参考) 前回使用水量

前年同期使用水量

水道メーター本体のフタ、
検針お知らせ票で
メーター口径が確認できます。

※水道料金は、水道メーターの口径や使用する水量により変わります。

家庭に引き込まれた給水管の口径が大きいかほど一度に多くの水を使用することができるため、その分それを支える施設整備にかかる費用が大きくなり、**公平性の観点から口径の大きさ(断面積比)に応じた料金負担額を設定しました。**これは全国的にも多く採用されている料金体系です。

※令和8・9年度は料金改定による水道使用者の急激な負担増を和らげるために、**カッコ内の料金を適用します。**

水道料金の計算方法

基本料金

(メーターの口径に
応じて支払う料金)

+

従量料金

(使った水の量に応じて支払う料金)

+

消費税相当額

=

水道料金

【計算例】【一般的な家庭】メーター口径13mm、14㎡/月使用した場合 ※令和8・9年度

960円

+

6㎡～10㎡
190円×5㎡=950円

11㎡～14㎡
280円×4㎡=1,120円

+

303円

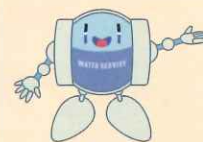
=

3,333円

▶口径13mmの新料金例(1か月につき、税込み)

使用水量	令和8・9年度	令和10年度
5㎡	1,056円	1,254円
10㎡	2,101円	2,519円
14㎡	3,333円	3,795円
20㎡	5,181円	5,709円

水道料金改定の詳しい内容は
こちらをご覧ください。



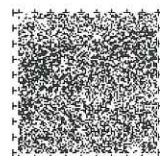
改定の時期について

令和8年4月1日以降の使用分(令和8年6月請求分)から、新料金での算定となります。

使用月	令和8年1月	2月	3月	4月	5月	6月
偶数月検針	旧料金	旧料金	旧料金	新料金	新料金	新料金
奇数月検針	旧料金	旧料金	旧料金	新料金	新料金	新料金

6月請求分

8月請求分



令和7年11月以降、上下水道料金の請求が隔月請求に変わります

経費削減のため、毎月請求している水道料金と下水道使用料を、令和7年11月以降、2か月に1回にまとめて請求します。

偶数月検針 (多久市、武雄市、大町町、江北町) → 11月請求(10月検針分)から実施します。

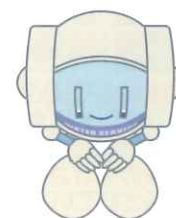
奇数月検針 (小城市、嬉野市、白石町) → 12月請求(11月検針分)から実施します。

※料金計算の方法は変わりません。(使用量に応じて現在の料金表に基づき計算します。)

イメージ図



よろしく
お願い
します。



災害等発生時の応急給水活動に関する協定締結式を行いました

本企業団は、6月2日に一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)と「災害等発生時における応急給水活動の普及・啓発に関する協定」を締結しました。この協定により、当企業団が提供する動画や資機材を、SPFが実施する講習会等で活用していただき、平時からの応急給水や水道に関する理解促進、断水発生時の円滑かつ効果的な給水体制の構築を図ってまいります。

災害等発生時における応急給水活動の普及・啓発に関する協定締結式



稲富正人企業長(左)と山田健一郎共同代表(右)

水道に関する問合せ窓口のご案内

本所(1階)料金課

佐賀市久保田町大字徳万1869

☎ 0952-68-2225



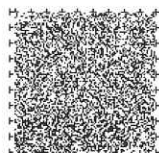
武雄営業所

武雄市山内町大字大野7472(大野浄水場内)

☎ 0954-20-7182



道路上での漏水を発見した場合も、お手数ですが、窓口にご連絡ください。



水道メーターよりも家屋側で水漏れがあった場合は、お客様から直接、指定給水装置工事事業者へ修理をご依頼ください。
なお、**修理費用**(工事内容や業者によって異なります。)は、**お客様のご負担**となります。
※アパートなどでの水漏れの場合は、管理人の方などにご相談ください。

市町別修理対応事業者
一覧表はコチラ▶

